



顧問弁護士 からの メッセージ



ブレークモア法律事務所
弁護士
平野 高志 氏

(下記は弁護士平野高志が当協会向けに配布しているニュースレターを再編集したものである)

フジテレビの事件、詳細は全然みていませんが、企業の不祥事対策について弁護士として考えさせられます。

昭和、平成初期の時代の企業の不祥事対策で一番大切なことは「企業ぐるみ」とられないことでした。「企業ぐるみ」の意味がわかりにくいのですが、不祥事に会社の社長や経営陣が直接関与していたら「企業ぐるみ」のようなイメージです。そのために、不祥事の処理において、直接の責任は担当者レベルですませ、社長や経営陣は監督不十分くらいで事件を終わらせるに腐心しました。

広報もその流れで動き、マスコミも世の中も「社長も実際は知っていた」と思いながら、このような幕引きで許してくれました。不祥事が企業ぐるみでなければ、会社自体の問題ではないとしてやがて忘れてもらいました。

江戸時代でもないのに、なぜ「殿」を守ることがそれほど大切なのか、よく考えると不思議ですが、みなそれが当然と思っていた。その後、企業の開示責任が重くなり、このような処理はとりにくになりましたが、それでも会社内の根本的な考え方は変わっていないと思います。

企業の不祥事、昭和の考え方は通用しない

しかし、今回の事件をみると、そのような考え方が通用しない世の中になったことがわかります。社長や会長が記者会見にて「〇〇でないことを信じる」と言ってますが、昔はそれで許された(少なくともマスコミもそれ以上追及しない)のですが、それが許されていません。そうした意味で今後の不祥事対策はますます難しくなるとともに、不祥事を起こさないことがますます重要になってきます。

では、会社のガバナンス、コンプライアンスをきちんとやればよいかというと、そんなに単純なことではないと思います。

今回の事件でN氏が起こしたことが巷で言われているとおりであれば次元がかわりますが、今回ほどひどいことではなくても、会社の中で理不尽なことが起きて、会社の中の力関係で被害者が何もできないケースはたくさんあります。

セクハラ被害にあっても加害者が会社の中で力のある人である場合、会社が加害者をくびにすることはないので、事件処理後一緒に職場で働くのがいやで会社に何も

言わないでそのまま我慢して同じ会社で働いている人がいます。

弁護士が言うことではないかもしれません、法律違反があってもそれが是正される保証はないのが世の中です。法律以上の社会的な力がはたらいて、正義が貫けないことがたくさんあります。難しいのは、みなが見て見ぬふりをしている不正義のどこからが許されないかの判断です。

フジテレビの事件はこの点において、昔はやった「赤信号みんなで渡れば怖くない」をやらかしてしまった事案かもしれません。フジテレビの事件を他山の石とせず、自分の会社が正義を実際に実行できるような体制になっているか、みんなが見て見ぬふりをしている不正義がないかを、きちんと見直すよいチャンスではないかと思います。

令和における企業の不祥事対策

▶ 昭和、平成初期の流儀は通用しない

▶ 正義を実際に実行できる体制

▶ 見て見ぬふりをしている不正義を許さない体制



平野 高志 氏 プロフィール

1985年 弁護士登録
1985年-1988年 八木総合法律事務所(現牛島法律事務所)
1988年-1990年 米国シカゴMasuda,Funai,Eiffert & Michell法律事務所
1990年 ブレークモア法律事務所入所
2000年-2006年 マイクロソフト日本法人(法務担当執行役等)、ブレークモア法律事務所に復帰

社団法人コンピュータソフトウェア協会フェロー、
一般社団法人ソフトウェア協会、一般財団法人ソフトウェア情報センター、
財団法人ソフトウェア情報センター評議員、株式会社ファルテック監査役、
リヨービ株式会社監査役、ミルボン株式会社監査役、著作権法学会員、
日本工業所有権法学会員、日本経済法学会員、
情報処理推進機構2020年モデル取引・契約書見直し検討部会 主査